運営の仕組み

ＮＰＯ法人 名古屋成年後見センターの組織図

会 員

法人の目的と趣旨に賛同した市民が個人として会員になります。
会員は、総会で議決権のある正会員と議決権の無い賛助会員の二種類があります。
希望者される会員は被後見人等との面会を担当します。面会は原則月１回です。面会の報告と今後の方針は運営会議で検討します。
新しく会員になられる方を募集しています。入会の申込は、下のＰＤＦに記載して送付してくださるか、お電話をお願いします。

総 会

総会はこの法人の最高意思決定機関です。総会で正会員は、役員(理事及び監事）の決定(２年ごと）と毎年の予算・決算の承認を決議します。

理事会

理事と監事は総会で選任されます。理事の互選により理事長が選任されます。任期は各２年です。理事会は法人の執行機関です。

運営会議

被後見人等の現状確認と方針を決める会議です。会員(主に被後見人等と面会をしている会員）と理事が参加します。毎月２回（午後と夜間）開催します。
新しい方針があれば担当している会員が提案し、その提案について議論をして決めます。運営会議で合意できない時は理事会で決めます。

事務局

家庭裁判所への事務報告書の作成、本人の金銭管理、施設や福祉事業所等との契約、行政との手続き、入院・退院の手続き、死後事務等をおこないます。
職員と理事長で構成されます。

※**入会申込書のPDF**